

axis news

アクシスグループ

11

2025

COLUMN

後継者が事業承継後10年間でやるべきこと



知りたいあれこれ Q&A

改めておさらいしたい！年末調整の仕組みとポイント

今月の助成金

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金 - 概要とポイント -

私が弊社に入社して7年が経とうとしています。

「後継者が事業承継後10年間でやるべきこと」

というテーマで考えてみました。



こうしん 川人 広平
アкусィググループ 代表



POINT

1 ベテランの経験と若手の勢い — その共存をどう実現するか

創業者と比べてとき、後継者の最大の強みは「ベテラン社員がいる」という点です。会社が今まで続いてきたということは、現場を支えてきた経験豊富な社員たちがいるということ。彼らは業務の品質も高く、仕事も速く、後輩の指導にも長けています。その安定感は、創業したばかりの会社にはない貴重な財産です。一方で新しいこと、変化させること、取り組むエネルギーを若手は持っています。

経験が強い分、先入観も少なく「やってみよう」と前向きに動ける。この勢いが、会社の未来を動かす原動力になります。ただし、若手の勢いだけでは組織は不安定になります。**理想は、勢いのある若手を、経験豊富なベテランが応援・支える関係を築くこと**ではないかと思います。

POINT

2 「後継者体制」の組織作り

後継者が新しいことを始めようとしても、組織ができていなければほとんど何も動きません。たとえ動かしたとしても、一時的で終わることが多いです。人が辞めたり、形だけで終わってしまったり。だからこそ、「**後継者体制の組織作り**」は最初の大仕事なのです。

しかし、組織づくりもすぐにできるわけではなく、さらに正解やマニュアルもありません。そのような状況に対して、後継者は「諦めずにもがく」必要があります。

POINT

3 組織作りは10年かかる

組織作りは一朝一夕ではなく、10年くらいかかるものだと思っておき、焦りすぎない方がよいと思います。焦ると、社員を責めてしまい組織が崩壊するか、自分を責めて自信を失うことになります。正確に言えば無気ながらも、抑えつつ、「**諦めずにもがき続ける**」ことが、大事なんじゃないかと思います。

組織作りに取り組む中で、集客、人事、採用、商品開発、ツール導入や新しい取り組みを試してみたり、さらには、失敗や軌道修正をしながら精度を上げていく……。この繰り返しの中で、後継者の想いに共感する人たちが少しずつ現れます。既存の社員からも出てくるでしょうし、新しく採用した社員からも現れます。特に後継者が採用に早くから関わっていれば、現れやすいかもしれません。こうして時間をかけて徐々に作り上げていくものだと思います。



偉大な経営者もチームづくりに10年かけている!?

たとえば、ユニクロの柳井正会長。1972年に父親の会社・小郡商事に入社し、ユニクロ1号店を出したのは1984年。実に12年間、父とともに下積みを重ねてからのスタートでした。

また、星野リゾートの星野佳路社長も、1990年に社長に就任し、「星野リゾート」として象徴的な再建案件・リゾートレーに乗り出したのは9年後の1999年でした。

どちらも、後継者としての10年間で「組織作りと基盤づくり」に費やしたのだらうと思います。

・・・とここまで分かった風に書いてきましたが、当の私はというと7年目で絶賛もがき中です(〃)
10年仮説を証明できるように、あと3年頑張ります(笑)

おすすめ書籍のご紹介



▲引用/Googleブックス

後継社長力/加賀原 晋

事業承継を控える方や、すでに後継者として奮闘されている方に、具体的な羅針盤となる一冊だと思います。後継者の心構えや悩み、その乗り越え方がリアルかつ的確に書かれており、特に、先代との円滑なコミュニケーションや、時代に合わせた変革の必要性を感じている経営者の方には、深く響く内容だと思います。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の講座

「改めておさらいしたい！年末調整の仕組みとポイント」

Q & A

No.71

ー改めておさらいしたい！年末調整の仕組みとポイントー

年末調整は、従業員の所得税を正しく計算し、過不足を調整する重要な業務であると同時に、企業としての適切な労務管理にも関わる手続きです。今回は、従業員からの質問にも的確に答えられるよう、年末調整の基本的な仕組みから、特に押さえておくべきポイントを改めておさらいしておきましょう！

Q. 年末調整は何を調整しているの？

A. 年末調整では、まず 1 年間に支払うべき正しい所得税の金額を計算します。そのあと 1 年を通して支払った所得税が払いすぎている場合は返ってきて、逆に支払いが足りていない場合は支払うことになります。実際は、次の給料の時に返ってきたり差し引かれたりする場合が多いと思います。このように 1 年間の給与の金額が決まる年末に、その年に納めるべき所得税額を計算し過不足を調整する手続きが年末調整です。

Q. 年収の壁などの変更に伴う注意点は？

A. 今年の税制改正で、扶養親族に入れる所得の範囲が広がったり、受けられる控除額が増えたりしています。改正により新たに扶養控除の対象となった親族の方がいる場合は、申告書に記載する必要があります。

年末調整は複雑に思えるかもしれませんが、税金を正しく計算し、場合によっては払いすぎた税金が還付されることもある大切な手続きです。少し手間に感じるかもしれませんが、正確な手続きは従業員の満足度向上に直結し、結果として企業全体の信頼性にも繋がります。もし、複雑な税制改正への対応や個別のケースでお困りの際は、税理士法人アクシスでもご相談を承っておりますので、お気軽にお声がけください。

Q. なぜ控除証明書の提出が必要なの？

A. 毎月の給与から天引きされている所得税は、あくまで概算の金額に過ぎません。従業員の家族構成の变化や生命保険料の支払い状況など、個々の事情は考慮されていないため、実際にその従業員が 1 年間で支払うべき正しい所得税額を計算するには、法律で定められた様々な所得控除や税額控除を適用する必要があります。

特に重要なのは、申告書に記載された内容を裏付ける各種証明書です。具体的には保険会社から送られてくる保険料控除証明書や、住宅ローンの残高証明書などが該当します。従業員にはこれらの証明書を準備してもらい、忘れずに提出することが大切です。

LINE公式アカウント

アクシスでは、会計や労務、税務などお客様の悩みに応じたご提案をしております。相談は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！

また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーに提供するためLINEの公式アカウントを開発しております。LINE 検索で「税理士法人アクシス」と入力していただくか、QRコードからご登録ください！



税理士法人アクシス

お問い合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

徳島県「共働き・子育て」応援奨励金 - 概要とポイント -

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

*徳島県「共働き・子育て」応援奨励金とは？

徳島県では、令和7年度より、「共働き・子育て」を推進するため、男性の育休取得促進をはじめ、男女ともに仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに取り組む県内中小企業等への奨励金が創設されました。

奨励金の区分・金額・要件

この制度には4つの区分があり、事業主はそれぞれの取り組みに応じて交付を受けることができます。

区分	交付金額	支給要件
① 男性の育休取得促進奨励金	20万円 (※1回限り)	男性従業員が通算28日以上の子育休を取得した場合
② 代替人員確保奨励金	上限20万円 (1ヶ月あたり)	男性育休取得者の代替人員を新たに確保し、業務に従事させた場合
③ 同僚への応援手当奨励金	上限10万円 (1ヶ月あたり)	男性育休取得者の業務を代替する従業員に手当を支給した場合
④ 仕事と不妊治療の両立支援奨励金	5万円 (※1回限り)	不妊治療に係る休職制度を就業規則等に規定し、従業員が利用した場合

※①～④の組み合わせにより、最大支給額は50万円/年度

※各奨励金1事業主1回限り

※①～④は厚生労働省の両立支援等助成金との併給ができます。

対象となる事業主

- 県内に本社または事業所を有する中小企業等であること
- 雇用保険適用事業所であること
- 県の「はぐくみ支援企業」として認証されていること
※申請日時点で「はぐくみ支援企業」の認証を受けていること
- 県主催する「経営層向けセミナー」を受講すること
※奨励金の申請を行う年度内に1回以上受講済みであること
- 国、公法人、風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと

「はぐくみ支援企業」として認証を受けるには…

■ 要件

- ① 徳島県内に本・支店又は営業所等を有する企業、団体、個人で、常時雇用している労働者がいること
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を、徳島労働局に届け出ていること
- ③ 「一般事業主行動計画」の目標達成に向け、取組や対策を実施していること

対象事業者

- 雇用保険の被保険者として雇用されている男性労働者であること
- 交付対象事業者の県内の事業所に勤務する労働者であること
- 令和7年4月1日以降に育児休業の取得を開始していること(奨励金区分④の場合を除く)
- 育児休業終了後に職場復帰し、申請日まで雇用保険の被保険者として継続して雇用していること(奨励金区分④の場合を除く)

FAQ

対象となる事業主について

Q1.「はぐくみ支援企業」の認証をまだ取得していませんが、申請までに取得すれば対象となりますか。

A1. 対象となります。申請日までに「はぐくみ支援企業」の認証を取得してください。

対象となる労働者について

Q2. 会社の役員が育児休業を取得した場合は対象となりますか。

A2. 会社の役員(取締役、監査役、執行役等)は労働基準法第9条に定める労働者に該当しないため、対象となりません。

対象となる取組について

【代替人員確保奨励金】

Q3. 既に企業内で雇用している従業員を代替人員として充てた場合は対象となりますか。

A3. 当奨励金は、新たな従業員を雇用した場合を想定しており、既に企業内で雇用している従業員を代替人員として充てた場合は奨励金の対象となりません。

【両親への応援手当奨励金について】

Q4.「応援」とは具体的にどの範囲をさしますか。

A4. 育児休業取得者と同所属(係、課、室、部署等)の従業員であること、育児休業取得者の業務を代替する可能性のある従業員であり、パート、アルバイトも含まれます。

【仕事と不妊治療の両立支援奨励金】

Q5. 令和7年4月1日より前に「不妊治療に係る休暇制度」を就業規則に想定していた場合、対象となりますか。

A5. 令和7年4月1日より前に「不妊治療にかかる休暇制度」を就業規則に想定していた場合でも、令和7年4月1日以降にその休暇制度を利用した従業員がいる場合は対象となります。

Q6. 不妊治療休暇は1日でも対象ですか。

A6. 休暇日数、時間は問いません。

対象期間・申請期間・手続き

項目	内容
対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
申請受付期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日※予算の上限に達し次第、受付終了となります。
提出先	徳島県 こども未来部 子育て応援課 次世代育成担当
提出方法	郵送、持参、メール(FAX 不可)

詳細は、以下の徳島県HPよりご確認ください。



◀こちらのQRコードからご覧いただけます。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ppannokata/kenko/kosodateshen/7304711>

アクシスでは、様々なお客様のご要望にお応えしています。気になる情報等ございましたら、何なりとお気軽にお問い合わせください。

アクシスグループ

LINE 公式アカウント

登録者数
2400人突破!

おかげさまでアクシスグループLINE公式アカウントの登録者数が2400人を突破しました！
これからもお客様のお役に立つ情報を配信してまいります！

周りのお知り合いの方に、是非ご紹介ください！



補助金や助成金、各種サービスなど最新情報がいち早く届く！

LINEで質問OK！

申請ご支援など資料のやりとりはLINEで完結！